

石川県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第33条の18第1項に規定する障害福祉サービス等に係る情報公表について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる事業者及び障害福祉サービス等)

第2条 障害福祉サービス等情報を報告する対象となる事業者は、障害者総合支援法第76条の3第1項及び児福法第33条の18第1項に規定する対象事業者（以下「事業者」という。）とする。ただし、災害その他の知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者にあつては、この限りでない。

2 情報公表の対象となる障害福祉サービス等の種類は次のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

(障害福祉サービス等情報の基準日等)

第3条 この要綱の基準日は、4月1日とする。

2 公表の実施期間は、4月1日から3月31日までの1年間とする。

3 報告の方法は、原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サー

- ビス等情報公表システム」(以下「公表システム」という。)を通じ知事へ報告するものとする。ただし公表システムを通じて報告できないことにつきやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も認めることとする。
- 4 報告の開始日は、基準日前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者にあつては、報告を求める年度(以下「報告年度」という。)の5月1日とする。基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者にあつては、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日とする。
 - 5 報告の期限は、基準日前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者にあつては、報告年度の7月31日とする。基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者にあつては、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内とする。ただし、その期限が報告年度の7月31日より早い場合は7月31日とする。

(障害福祉サービス等情報の公表の時期)

第4条 障害福祉サービス等情報の公表の実施時期は、基準日前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者にあつては、報告年度の9月30日とする。基準日以降において新たに障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者にあつては、報告期限から1か月以内とする。ただし、その期限が報告年度の8月31日より早い場合は8月31日とする。

(障害福祉サービス等情報の具体的内容)

- 第5条 基準日前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第65条の9の8及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報及び別添2運営情報を報告するものとする。
- 2 基準日以降において新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者にあつては、別添1基本情報を報告するものとする。
 - 3 障害者総合支援法第76条の3第8項及び児福法第33条の18第8項に規定する指定障害福祉サービス等の質及び指定障害福祉サービス等に従事する従業者に関する情報(障害福祉サービス等情報を除く。)は、知事が定めるものとする。

(公表した障害福祉サービス等情報の修正等)

第6条 公表した障害福祉サービス等情報に修正等があると認めるときは、事

業者は、速やかに県に対して報告するものとする。

- 2 県は、前項に規定する報告を受理したときは、速やかに公表した障害福祉サービス等情報を修正等するものとする。

(是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い)

第7条 事業者は、知事から障害者総合支援法第76条の3第4項又は児福法第33条の18第4項の規定による報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた場合は、障害福祉サービス等情報について、知事の指示により、報告し、若しくは報告の内容を是正し、又は調査を受けるものとする。

(苦情等の対応)

第8条 公表した障害福祉サービス等情報に関する、利用者及び事業者等からの苦情等への対応窓口は次のとおりとする。

石川県健康福祉部障害保健福祉課企画推進グループ・自立支援グループ
(電話番号 076-225-1428)

- 2 県は、苦情等の対応経過を記録するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成30年5月16日から施行する。
- 2 この要綱は平成31年4月1日から施行する。